

（一）手中を握る日本政府に於ける「官僚ルート構造（権威）軸を踏み」（即ち日本の本質的構造をもつた政治を）
（二）手中の「在郷部」ではなく「國部（行政）やく國部」（即ちに権限を掌握している國長官僚）に寄りかかるルート（即
て「官僚ルート」）で、中間部に既に門戸（即ちに権限）開けた結果として既に既存の國や組織やセクターにおいて運営を構卓に実現する子孫
（即ち日本が持つべきを抱む）この國（即ち運営を構成の段階）で國下所立の構造の母の実現によって
（即ち事実上の実現）

資料1 地方自治規定の充実による目指すべき地方（国家）像について

1. 地方自治規定の充実による目指すべき地方(国家)像について

背景

＜地方創生の本格展開＞

我が国は、戦後の高度経済成長・安定成長期を経て、急激な人口減少問題に直面している。「少子高齢化」と「東京一極集中」が進み、地方が活力を失いつつある中には、地方が元気を取り戻し、地方の力を日本の活力として引き出していく新たな国家をつくるべきであり、国・地方が総力を挙げて「地方創生」の実現に向けた取組みをさらに強化することが必要である。

＜地方公共団体の運営保障＞

この「地方創生」の実現には、住民一人ひとりが、それぞれの地域において、個人として尊重され、自由及び幸福を追求し、ゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らせる国でなければならない。このため、住民に身近な統治主体が自らの判断と責任において、その地域の実情に即した施策を自主的・自律的に実施できる権利が、将来に亘りしっかりと保障されるべきである。このことにより地域の多様性が発揮され、それゆえに、国・地方が豊かで、かつ強靭さを備えることができる。

＜地方自治の成熟＞

地方自治法施行70年を迎え、この間、「機関委任事務の廃止」や「国と地方の協議の場の法制化」など、「国と地方は対等」といえる関係に変化した。このような変化は、国が国民から授権された権能を地方に授権するという憲法での「伝來說」ではなく、国民(住民)から直接、地方に権能を授権している「固有権説」に基づくものであり、憲法における地方自治規定においても、目指すべき地方(国家)像を掲げ、「地方自治の本旨」を明確化する必要がある。

1. 地方自治規定の充実による目指すべき地方(国家)像について

目指すべき地方(国家)像

- 住民一人ひとりが、それぞれの地域において、個人として尊重され、自由及び幸福を追求できる国であるべき。
- 地域の住民は、自らの意思に基づき、地方自治に参画する権利が保障されるべき。
- 地方の統治を担う地方公共団体は、住民に身近な公共的事務について、国民主権の原理のもと、住民から直接授権されている観点から、自主的・自律的に処理する固有の権能が保障されるべき。
- 地方公共団体は、「2つの保障」に基づき、住民がゆとりや豊かさを実感し、安心して暮らせるよう、将来に亘って、地域の多様な価値観を尊重し、住民福祉の増進に務めるべき。
- 国は、国家としての存立に関する役割及び全国的に統一して実施すべき施策の基準を作成する役割を担うこととし、内政の要は地方公共団体が果たすべき。
- 施策の実施にあたっては、国と地方は対等関係の下、連携・協働し、地域の発展に努めるべき。

